則 0

令和五年八月十五日 岡県建築基準法施行細

福岡県規則第三十二号

第二十二条の二

知事は、

法第四十一

一条第一

項第四号若しくは第五号、

第一

一項若しくは

第

定の全部又は一部を取り消したときは、

第四項又は法第六十八条の七第

項の規定による指定について、

職権により当該指

その旨を公告するものとする

この規則は、

公布の日から施行する。

則

正する。

福岡県建築基準法施行細則

(昭和)

一十六年福岡県規則第

号

0)

部を次のように改

部を改正する規則

福岡県建築基準法施行細則の

第二十二条の次に次の

条を加える。

(指定の取消し)

令和 五 年 八 月 + 五 H

第 四 百 + 号

増 刊

次

目

則 第 $\frac{1}{2}$ 一号・第三十三号

規

○福岡県都市公園条例施行規則の 部を改正する規則

(公園街路課)

建築指導課

○福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

訓

令 (第九号

○福岡県職員の駐在に関する規程の一 部を改正する訓令 入

規

則

課

事

部を改正する規則を制定し、 ここに公布する。

(知事

部

誠太郎

福岡県

令和五年八月十五日

条 福岡県職員の駐在に関する規程 (昭和三十 年二月福岡県訓令第十二号) 0)

部を次のように改正する。

福岡県都市公園条例施行規則 令和五年八月十五日 0 部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十三号

 $\widehat{1}$

福岡県都市公園条例施行規則の

福岡県都市公園条例施行規則 (昭和五十二年福岡県規則第二十七号) 0) 部を次のよ

部を改正する規則

うに改正する

別表第一ドッグランの項を次のように改める。

ドッグラン 西公筑

園園域

月四日から十二月二十八日まで

午前九時から午後五時まで

公

則

附

号 この規則は、 の施行の日から施行する。 福岡県都市公園条例の

部を改正する条例

(令和五年福岡県条例第三十

訓

令

福岡県訓令第九号

福岡県職員の駐在に関する規程 の一部を改正する訓令を次のように定める

福岡県知事

服部

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

別表ヤングケアラー支援事務関係の項中

定期発行日 每週火金曜日 出先機関

本

庁